

番生寺会館自然災害等対応マニュアル

1 台風・集中豪雨等への対応

- ① 大雨警報、洪水警報、暴風警報のいずれかが出された場合は、当館利用者に伝達し、活動の継続・中止を判断してもらう。利用予定者には連絡を取り、判断してもらう。
- ② 当館主催の事業については、大雨、洪水、暴風のいずれかの警報が出された時点で活動を中止とする。
- ③ 大雨または暴風の特別警報が出された場合は、当館利用者に活動の中止を指示し、早期に退館していただく。利用予定者には使用停止を連絡する。また、大雨、洪水、暴風警報のいずれか2つ以上が出された場合も同様とする。
- ④ 島田市より警戒レベル3避難情報（高齢者等避難）以上が出された時点で、直ちに当館利用者に情報を伝え、活動の中止していただく。利用予定者には、その旨を連絡し、使用中止を知らせる。
- ⑤ 当館利用中に風雨等が強まり、退館が困難または危険な場合は、活動時間が過ぎても一時的な避難を認める。
- ⑥ 地域住民が自主避難してきた場合は、当館の安全性を番生寺東区長、番生寺西区長のいずれかが判断し緊急避難を認める。両区長のいずれとも連絡が取れない場合は、館長が、館長不在の場合は館員が判断する。

2 南海トラフ地震への対応 *臨時情報は予知情報ではない。半割れを受けてのもの。南海トラフ地震臨時情報が出された場合の対応は、以下のとおりとする。

- ① 臨時情報（調査中）が出された場合は、利用者及び利用予定者に伝えるが、活動継続、中止の判断は利用者に任せる。
館員はテレビ・ラジオ等で情報収集に努める。
- ② 臨時情報（巨大地震警戒）が出された場合は速やかに利用者に情報を伝え、活動を中止し、退館していただく。利用予定者へも利用中止を知らせる。
多少の時間的余裕があるので、落ち着いて帰宅、行動するよう呼びかける。館員は、火の元確認を直ちに行い、消火するとともにガスの元栓を閉め、地震発生後の火災発生を防ぐ。電源については、状況により判断する。職員の勤務体制については福祉課の指示に従う。

★地震発生までの時間的猶予は最短2時間から1・2週間とされている。

★マグニチュード8以上の地震を想定

- ③ 臨時情報（巨大地震注意）が出された場合は、②と同様の扱いとする。

★地震発生までの時間的猶予は最短2時間から1・2週間とされている。

★マグニチュード7以上の地震、ゆっくりすべりを観測した場合

*南海トラフ地震→30年以内に70~80%の確率で、M8以上の地震が発生する。

*M8以上の半割れ地震が発生した場合、過去103回のうち、7日以内に7回、3年以内に17回巨大地震が発生している。←通常より100倍発生しやすい。

*M7以上 過去1437回のうち、7日以内に6回、3年以内に14回、巨大地震発生

*これらの情報が出されるのは、四国沖~紀伊半島沖で巨大地震が発生した場合

3 緊急地震速報、突発地震への対応

- ① 緊急地震速報を入手した場合は、当館利用者に直ちに伝え、安全確保を図る。
 - ・窓、家具等から離れる

- ・頭上への落下物のない各部屋中央部に移動し、屈む。
 - ・火気を使用中の場合は、直ちに消化する。
 - ② 突発的に地震が発生した場合は、館員は直ちに安全確保を呼びかける。
 - ③ 強い揺れの場合は、揺れが収まったら利用者を屋外へ避難誘導し、利用者の安否を確認するとともに安全確保を図る。
 - ④ 負傷者等が発生した場合は、応急処置を実施し、必要に応じて救急車を要請する。
 - ⑤ 利用者の避難誘導等が終了したところで、館員は館内の火の元の確認をするとともに、館内の状況を確認し、損傷の程度を把握する。館内への立入りが危険な場合は外部から実施する。
 - ⑥ 利用者、館内の状況が把握できたところで、館員は福祉課へ状況を連絡する。発信制限等の影響で連絡手段がない場合は、災害伝言ダイヤル、Eメール等を活用して連絡を試みる。また、番生寺地区自主防災組織に協力し、利用者および避難者の安全確保に努める。
- *防災無線の必要性→当面は金谷公民館へ出向き防災無線で連絡をとる。

4 火災への対応

- ① 火災が発生した場合は、直ちに火元を確認し、利用者の避難誘導を行うとともに初期消火にあたる。
- ② 利用者の安否確認終了後、消防署、福祉課に連絡する。
- ③ 初期消火は天井に火が届くまでとするが、それ以前でも危険性を感じたら直ちに消火活動を中止し避難する。
- ④ 火災で今後の使用が困難になった場合は、当館利用予定者に使用中止を連絡する。

5 自然災害等非常時の使用料

- ① 台風、集中豪雨、地震、火災等の影響で使用中止となった場合は、途中中止も含めて使用料を全額免除する。

6 急病、ケガ、熱中症等への対応

- ① 急病者、体調不良者、けが人等が出た場合は、館員が症状を観察し、相談室、和室等でしばらく静養していただく。軽度のケガは応急処置を実施する。心肺停止の場合はAEDを使用するとともに人工呼吸を実施する。
- ② 症状が重篤の場合は、直ちに救急車を要請し、救急搬送する。その際、該当者の家族および福祉課へ連絡する。一般利用団体等については、使用責任者を中心に該当者の家族等への連絡を依頼する。
- ③ 症状の見極めがつかない場合、医療機関での受診が必要と思われる場合は、該当者の家族へ連絡をとり対応していただく。一般利用団体については、使用責任者を中心に対応していただく。

7 感染症等への対応

- ① 新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、流行性胃腸炎等の感染症の流行期には、当館入口に消毒用アルコール、塩素系除菌剤等を設置し、館内へ立ち入る際には、消毒と

マスクの着用を依頼する。利用中の換気、密を避ける等の依頼も実施。

- ② 新型コロナ感染症等の感染症の流行期には、上記対策の他に、保健センター、福祉課からの新たな指示事項を実施し、蔓延防止にあたる。
- ③ 館内で感染症等が発生した場合は、福祉課の指示により、管内の消毒ならびに必要な応じて休館等の措置を実施する。
- ④ 館員が新型コロナ感染症、インフルエンザ、急性胃腸炎、その他の感染症に罹患した場合は、医師の完治証明または勤務復帰許可がでるまでは、利用者等への伝染を防ぐため出勤を認めない。また、利用者についても他への伝染を防ぐため、当館の利用を遠慮していただく。

8 要配慮者への対応

- ① 高齢者等で歩行が困難な場合は、館員または利用者が介助し、避難や移動を行う。
- ② 職員が2名（場合によっては1名）しかいないので、利用者相互の助け合い、介助をお願いします。要介助者、要配慮者、負傷者を優先的に避難させる。
- ③ 突発時を除いて、事前に災害情報を伝え、早め早めの対応をお願いします。
- ④ 地域住民、行政、関係機関へ支援を要請する。

9 その他、新型感染症等への対応

【現在】

- ① 会議室30人、和室20人、相談室6人以上の利用は認めない。
- ② 発熱者、カゼ・咳症状のある者、濃厚接触者（陰性判定が出るまで）の利用は認めない。
- ③ 利用に際しては、次の事項を厳守する。
ア 入退館の手指の消毒 イ 3密を避ける ウ こまめな換気の実施
* エアコンは作動したまま換気を実施してよい。
- ④ 当館利用後感染が判明した場合は直ちに当館へ連絡する。

【非常事態宣言発令時】

- 相談事業、自治会関係の常会を除き、全ての会館事業は中止する。貸館事業による利用者については自粛を求める。ただし、利用にあたっては感染防止対策を厳守することを条件とする。

【特別警戒等発令時】

- 相談事業、自治会関係の常会を除き、全ての会館事業は中止する。貸館事業による利用者については、利用者に判断を任せる。ただし、利用にあたっては感染防止対策を厳守することを条件とする。

【日常的な利用規制】

- ① 新型コロナ感染症・インフルエンザ・流行性胃腸炎・流行性角結膜炎等の感染性・伝染性疾患に罹患されている方
- ② 発熱・嘔吐症状のある方
- ③ 過度な飲酒で酩酊状態の方
- ④ 物品の販売等、営利目的で利用される方